

青森県報

号外第八十八号

令和八年
十月三十日
(金曜日)

目 次

人事委員会

- 人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則……………（事務局）…一
- 人事委員会規則七―四四（通勤手当）の一部を改正する規則……………（同）…四
- 人事委員会規則一三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則……………（同）…六

人事委員会

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月三十日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「又は人事委員会がこれに準ずると認める試験」を削る。

第十一条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十条第一項後段に規定する職務の級に決定される職員については、同項後段の規定を準用する。

第十一条第二項中「初任給欄の職務の級」の下に「（初任給基準表の試験欄にその適用される区分の定めのない者にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）」を加え、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 選考採用者（新たに職員となつた者のうち、その有する経験年数が一年以上である者（前項に規定する者を除く。）をいう。以下同じ。）の職務の級は、部内他の職員で、当該選考採用者の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該選考採用者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。

4 新たに職員となつた者のうち、その有する経験年数が一年に満たない者（第二項に規定する者を除く。）の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第二項第四号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）に決定するものとする。

第十一条に次の一項を加える。

5 職員から人事交流等により引き続き次の各号のいずれかに掲げる者になつた者であつて、当該者から人事交流等により引き続きいて職員となつたものの職務の級について、当該各号に掲げる者となつた日の前日におけるその者の職務の級を踏まえて決定することが、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するために適当と認められる場合は、前二項の規定にかかわらず、当該前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であつたものとして昇格等の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級に決定できるものとする。

一 給料表の適用を受けない県職員

二 国又は他の地方公共団体の職員

三 前二号に掲げる者以外の者で法令に基づき業務が県の機関に移管される機関に勤務し、かつ、その移管に伴つて採用されることとなる者

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職し、退職後一年以内の期間において再び採用されることとなる者

五 法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの

六 その他人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

第十二条第一項第一号中「の規定により職務の級を決定された職員」を「に規定する職員（第四号に掲げる職員を除く。）」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 選考採用者 その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分と同一の初任給基準表のこれらの欄の区分の適用を受ける部内の他の職員（以下この号において「部内職員」という。）で、当該選考採用者の採用の日に新たに職員となつたものとした場合に、当該選考採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該選考採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該選考採用者の有する能力等を考慮して決定する号給（部内職員がいない者及びこれに準ずるものとして人事委員会の定める者にあつては、人事委員会の定める号給）

第十二条第一項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 前条第四項に規定する職員（次号に掲げる職員を除く。） その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

第十二条第二項を次のように改める。

2 前条第五項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となつた者の号給について、当該人事交流等による異動又は退職の直前に受けていた号給を踏まえて決定することが適当と認められる場合その他これに準ずる場合として人事委員会が定める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

第十三条第一項中「する」を「するものとする」に改め、同条第三項中「より採用された」を「基づいて職員となつた」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十五条第一項及び第二項を次のように改める。

一 新たに職員となり、第十二条第一項第一号又は第四号の規定の適用を受ける者のうち経験年数を有する者の号給は、当該各号の規定にかかわらず、当該各号の規定による号給の号数に、その者の有する経験年数の月数を十二月で除した数（一未満

の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第七の三アに定める行政職給料表七級以下職員等昇給号給数表のC欄の上位に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に三を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

2 新たに職員となり、第十二条第一項第三号の規定の適用を受ける者のうち人事委員会の定める者の号給は、同号の規定にかかわらず、同号の規定による号給の号数に人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

第十五条の二第二項中「、第十二条第二項及び前条」を「及び第四項、第十二条第一項第二号並びに前条第一項」に、「、その者に有利である場合にあつては、その」を「その者に有利である場合として人事委員会が定める場合にあつては、人事委員会が定める」に改める。

第十六条を次のように改める。

（特別の事情がある職員に対する職務の級及び号給の取扱い）

第十六条 この章の規定により職員の職務の級及び号給を決定する場合にはその採用が著しく困難になる場合その他職員の採用の事情を考慮して特別の事情があると認められる場合は、この章の規定にかかわらず、その職員が有する能力、知識経験、学歴免許等の資格等を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、当該職員の職務の級及び号給を決定することができる。

第十七条から第十九条を次のように改める。

第十七条から第十九条まで 削除

第二十条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その属する職務の級を次の各号のいずれかに掲げる職務の級に決定される職員は、その職務の級に分類されている職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して人事委員会が定める要件を満たしていなければならない。

第二十条第一項に次の各号を加える。

- 一 行政職給料表の職務の級八級、九級及び十級
- 二 警察職給料表の職務の級八級及び九級
- 三 教育職給料表(一)の職務の級三級及び四級
- 四 教育職給料表(二)の職務の級三級及び四級
- 五 研究職給料表の職務の級五級
- 六 医療職給料表(一)の職務の級三級及び四級

七 医療職給料表(二)の職務の級七級

八 医療職給料表(三)の職務の級六級及び七級

第二十条第四項から第七項までを削る。

第二十条の二を削る。

第二十一条中「取得し、若しくは在級期間表の異なる職種欄の区分の適用を受けることとなつた」を「取得した」に、「第二十条」を「前条(第一項後段を除く。)」に改める。

第二十二条中「第二十条」の下に「(第一項後段を除く。)」を加え、「人事委員会の定めるところにより」を削る。

第二十五条を次のように改める。

(初任給基準又は給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第二十五条 次の各号に掲げる異動をした職員の仕事の級は、その異動後の職務に応じ決定する(第一号に掲げる異動の場合にあつては、決定し、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせる)ものとする。この場合において、第二十条第一項後段に規定する職務の級に決定される職員については、同項後段の規定を準用する。

一 初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(次号に掲げる異動を除く。)

二 給料表の適用を異にする他の職務への異動

第二十六条第一項中「前条第一項に規定する」を「前条第一号に掲げる」に改め、同項第二号中「第十七条又は第十八条の規定の適用を受けた者」を「第十二条第二項の規定の適用を受けた者及び人事委員会の定める者」に改める。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十八条中「前条第一項に規定する」を「第二十五条第二号に掲げる」に、「第十七条又は第十八条の規定の適用を受けた者」を「人事委員会の定める者」に改める。

第三十六条第十項中「第一項に規定する」を「第一号に掲げる」に改める。

第四十四条中「第十八条」を「第十六条」に、「在級期間表」を「第二十条第一項後段(第十一条第一項後段及び第二十五条後段において準用する場合を含む。)」に、「別に定める」を「人事委員会が定める」に、「事項」を「要件」に改める。

別表第三(大学卒の項中「学校教育法による大学院博士課程の修了」を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学院博士課程の修了」に改める。

別表第六を次のように改める。

別表第六 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 令和八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までに新に職員となつた者の職務の級及び号給の調整)

3 令和八年四月一日前に新に職員となつた者の職務の級及び号給の調整) 令和八年四月一日前に新に職員となつた者の令和八年四月一日における職務の級及び号給については、前項の職員との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

5 (人事委員会規則六一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部改正) 人事委員会規則六一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を次のように改正する。

6 第四十条中「第二十条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより」を「第二十条(第一項後段を除く。)の規定にかかわらず」に改める。

7 第八条中「第十一条第一項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより」を「第十一条第一項(後段を除く。)の規定にかかわらず」に改める。

8 第九条中「第十五条及び第十六条」を「第十二条第一項第二号」に改める。

9 (人事委員会規則六一九(任期付職員の採用等)の一部改正) 人事委員会規則六一九(任期付職員の採用等)の一部を次のように改正する。

10 第七条を次のように改める。

11 第七条 前条の規定の適用を受ける一般任期付職員については、規則七―三九第二十六号第一項第二号中「第十二条第二項」とあるのは「人事委員会規則六一九(任期付職員の採用等)第六号」として、これらの規定を適用する。

(人事委員会規則七―二〇七(職員の給与に関する条例附則第七項の規定による給料月額及び同条例附則第九項、第十一項、第十三項又は第十四項の規定による給料)の一部改正)

7 人事委員会規則七―二〇七(職員の給与に関する条例附則第七項の規定による給料月額及び同条例附則第九項、第十一項、第十三項又は第十四項の規定による給料)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「条例第三条第一項の給料表(以下「給料表」という。)(の適用を異にしない規則別表第二に定める初任給基準表(第六条第一項第一号において「初任給基準表」という。)(に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への)」を「規則第二十五条第一号に掲げる」に改め、同条第七号中「給料表の適用を異にする」を「規則第二十五条第二号に掲げる」に改め、同条第十号中「給料表」を「条例第三条第一項の給料表(以下「給料表」という。)(」に改める。

第六条第一項第一号中「当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表」を「当該給料表異動等後に適用されている給料表及び規則別表第二に定める初任給基準表(以下この号において「初任給基準表」という。)(」に改める。

第十一条中「第十七条各号」を「第十一条第五項各号」に改める。

人事委員会規則七―四四(通勤手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月三十日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―四四(通勤手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―四四(通勤手当)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第十九条の二第四項」を「第十九条の二第一項」に改める。

第十九条の二を次のように改める。

(支給日等)

第十九条の二 条例第十条第六項の人事委員会規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等(第八条の四第三号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第十条第二項第二号に定める額(第八条の四第二号に掲げる職員に係るものを除く。)、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道

等が二以上ある場合においては、その合計額)及び条例第十条第四項第一号に定める額の合計額(第二十条の二第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)(が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十条第六項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

2 条例第十条第六項の人事委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 職員に新たに条例第十条第一項の職員たる要件が具備されるに至つた日がその日の属する月の給料の支給定日(人事委員会規則七―〇(給料等の支給)第二条に規定する給料の支給定日)をいう。次号及び次項において同じ。以後となる場合

二 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至つた日がその日の属する月の給料の支給定日以後となる場合(次条第二項第二号又は第三号に掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。)

3 条例第十条第六項の人事委員会規則で定める日は、給料の支給定日とする。

4 条例第十条第六項の規定により通勤手当を支給する日(以下この条において「支給日」という。)(までに第三条第一項の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

5 支給単位期間(第一項に規定する通勤手当に係るものを除く。)(又は同項に定める期間(以下「支給単位期間等」という。)(に係る通勤手当の支給日前において離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が青森県の休日に関する条例(平成元年三月青森県条例第三号)第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。)(に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)(をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

6 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月(第二項各号に掲げる場合に該当する場合にあつては、当該月又はその翌月)であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給料の支給義務者において支給するものとする。

一 職員に新たに条例第十条第一項の職員たる要件が具備されるに至つたことによ

り支給が開始され、又は次条第二項第一号若しくは第三号イに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等 当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支給義務者

二 前号に掲げるもの以外の支給単位期間等 当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支給義務者

7 前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支給義務者が通勤手当を支給する場合であつて、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

第二十条の見出し中「終期」を「終期等」に改め、同条第一項中「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削り、同条第二項中「その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

一 通勤手当の額を増額して改定する場合（第三号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第三条第一項の規定による届出が、当該事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

二 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

三 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が二以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

イ 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして人事委員会が定める場合 人事委員会の定める月

ロ イに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第二十条に次の一項を加える。

3 前項第三号イに掲げる場合における同号イに定める月の支給額は、人事委員会が定める。

第二十条の二第一項中「係る」の下に「通勤手当にあつては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として人事委員会が定める場合に係る」を加え、同条第二項第一号イを次のように改める。

イ ロに掲げる場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) (2)に掲げる場合以外の場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 前項第二号に掲げる事由が生じ、前条第二項第一号又は第三号イに掲げる場合に該当した場合であつて、当該事由が生じた日の属する月が前項第二号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、新幹線鉄道等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、新幹線鉄道等、自動車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

第二十条の二第三項中「事由発生月」の下に「（前項第一号イ(2)に掲げる場合に該当する場合にあつては、人事委員会の定める月）」を加える。

第二十条の四第二項中「（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）」を「又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合」に、「又は」を「若しくは」に、「の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）」を「又は再び通勤することとなつた日の属する月」に改め、同条第三項を削る。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―四四（通勤手当）（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和八年十月一日から適用する。

(支給単位期間等の開始に関する経過措置)

2 令和八年九月二日から同月三十日までの間(以下「特定期間」という。)(に職員に新たに条例第十条第一項の職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の人事委員会規則七―四四(通勤手当 第二十条の四第二項に規定する場合(同条第三項に規定する場合に該当しているときを除く。))に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の規則第十九条の二第五項に規定する支給単位期間等は、同年十月から開始するものとする。

~~~~~

人事委員会規則一三―八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月三十日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則一三―八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

人事委員会規則一三―八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第一条の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第一条の三中「規定する申告」の下に「(第一条の五及び第一条の六において「申告」という。)」を加える。

第一条の五中「勤務時間条例第三条第三項に規定する」を削り、「第一条の二第一号ア又はイの職員であること」を「次条第一項各号のいずれに該当する職員として申告をするか」に改める。

第一条の六第一項中「一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員が選択する期間」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる職員以外の職員 四週間(四週間では適正に勤務時間の割振り等を行うことができない場合として人事委員会の定める場合にあつては、人事委員

会の定めるところにより、一週間、二週間又は三週間)

二次のいずれかに該当する職員(以下この条において「育児介護等職員」という。)(であつて、当該職員として申告をしたもの 一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員が選択する期間

ア 小学校就学の始期に達するまでの子(勤務時間条例第八条の三第一項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。))を含む。第六条の三、第六条の六第二項、第六条の九第二項及び第十四条第一項を除き、以下同じ。)(又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

イ 勤務時間条例第十五条第一項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。))を介護する職員

ウ ア又はイに掲げる職員のほか、これらの職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会が定める職員

第一条の六第二項中「勤務時間条例第三条第三項に規定する」を「育児介護等職員として」に、「第一条の二第一号ア又はイの職員」を「育児介護等職員」に改め、同条第三項中「勤務時間の割振り等が」を「育児介護等職員として申告をして勤務時間の割振り等が」に、「第一条の二第一号ア又はイの職員」を「育児介護等職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十一月十五日から施行する。

(人事委員会規則一三―八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則の一部改正)

2 人事委員会規則一三―八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則(令和五年三月三十一日公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第一条の二第二号」を「第一条の二第一号」に改める。

|           |              |                  |                  |
|-----------|--------------|------------------|------------------|
| (発行所・発行人) |              | (印刷所・販売人)        |                  |
| 青 森 県     | 青森市長島一丁目一番一号 | 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 | 毎週月・水・金曜日発行      |
|           | 東奥印刷株式会社     |                  | 定価小口一枚二付二十四円九十五銭 |